

## <開設届の記入例>

### 1 開設届

- 建物に名称がある場合は、建物名称も記載してください。
- ① クリーニング所の所在地 ----- 建物の全部ではなく一部をクリーニング所とする場合は、クリーニング所が所在する階等も記載してください。
- ② 管 理 人 ----- 開設者が自ら施設の管理ができない場合は、管理人を置いてください。
- ③ クリーニング師 ----- クリーニング師免許証を確認しますので、免許証の原本を持参してください。
- ④ 事業譲渡によって届出する場合 ----- クリーニング業法第5条第1項の届出をした業者から当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した場合は、開設届への譲渡人の署名又は当該営業を譲り受けたことを証する書面（契約書等又は事業譲渡証明書）の写し等の添付等によって証明してください。

### 2 構造及び設備の概要

該当する欄に数字又は文字を記入してください。また、あてはまる文字を○で囲んでください。

- ⑤ 床 面 積 ----- 内のりで算出してください。  
用途ごとに面積を記載するのが困難な場合は、合計の面積を記載しても結構です。
- ⑥ 床・側壁の構造 ----- 表面の材質を記入してください。
- ⑦ 未処理品格納設備 ----- 材質と個数を記入してください。
- ⑧ 溶剤蒸気回収装置・排液処理装置 ----- 有の場合は( )内に処理方法を記入してください。
- ⑨ 使用溶剤の保管方法 ----- 保管庫、場所の有無、室内・室外等について記入してください。
- ⑩ 残渣の処理方法 ----- 自家処理、業者委託等について記入してください。
- ⑪ 指定洗濯物の消毒方法 ----- 行っている方法をすべて記入してください。

### 3 平面図及び機械器具等の配置図

- ⑫ 別に建築図面があるときは、これに必要事項を記入したものを提出すれば、あらためて記載する必要はありません。

行政書士でない方が、業として他人の依頼を受け報酬を得て、官公署に提出する書類を作成することは、法律に別段の定めがある場合を除き、行政書士法違反となりますので、ご注意ください。

<記入例>

開 設 届

〇〇年 〇月 〇日

(宛先)名古屋市保健所長

住 所 **名古屋市中区三の丸三丁目1番1号**

氏 名 **名古屋 城太郎**  
**昭和35年 4月 1日生**

〔法人の場合は、その名称、所在地及び代表者の氏名〕

クリーニング所を開設しますので、クリーニング業法第5条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

クリーニング所	名 称	<b>市役所クリーニング</b>
	① 所 在 地	<b>名古屋市中区三の丸三丁目1番1号</b> 電話番号 <b>972-XXXX</b>
② 管 理 人	氏 名	<b>名古屋 市太郎</b> <b>昭和55年 4月 1日生</b>
	住 所	<b>名古屋市中区三の丸三丁目1番1号</b>
構 造 設 備 の 概 要	別 添 の と お り	

事業譲渡に伴う届出をする場合

④ クリーニング業法第5条第1項の届出をした営業者から当該営業を譲り受けたことを証する旨	譲渡の事実を証するもの
	1 譲渡人の署名（法人の場合は、その名称及び代表者の氏名）  2 当該営業を譲り受けたことを証する書類（契約書等又は事業譲渡証明書）の写し等

「事業譲渡に伴う届出」に該当しない場合は記入の必要はありません。

注 事業譲渡の場合には、譲渡人に譲渡の事実を確認させていただく場合があります。

(収受印)

③ クリーニング師	氏名	名古屋 市太郎
	住所	昭和55年 4月 1日生 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
	登録番号	平成10年 4月 1日 △△第 ×××号
	氏名	年 月 日生
	住所	
	登録番号	年 月 日 第 号
その他の従事者	氏名	愛知 県子
	氏名	
	氏名	
洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所	<input type="checkbox"/> 該当する <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない (洗濯を行うクリーニング所 名称 所在地)	
クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱い	<input type="checkbox"/> 取り扱う <input checked="" type="checkbox"/> 取り扱わない	
開設予定年月日	〇〇年 〇月 〇日	

(併せて提出する書類)

- 1 付近見取図並びに平面図及び機械器具等の配置図
- 2 他にクリーニング所を開設しているときは、その営業所の名称、所在地、従事者数及びクリーニング師の氏名
- 3 他に無店舗取次店を営んでいるときは、その取次店ごとの名称、業務用車両の保管場所及び自動車登録番号又は車両番号、従事者数並びにクリーニング師の氏名
- 4 洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所で、洗濯物の処理を他管区内のクリーニング所で行う場合は、そのクリーニング所が営業していることを確認できる書類
- 5 ビル、複合商業施設等の建物の一部にクリーニング所を開設する場合は、当該クリーニング所を開設する階における当該クリーニング所の位置を明示した書類
- 6 事業譲渡に伴う届出をする場合に、クリーニング業法第5条第1項の届出をした営業者から当該営業を譲り受けた旨を証する書面（契約書等又は事業譲渡証明書）の写し等によって証する場合はその書類

**「事業譲渡に伴う届出」に該当しない場合は  
省略できないため、記入の必要はありません。**

(事業譲渡に伴う届出を行う場合)

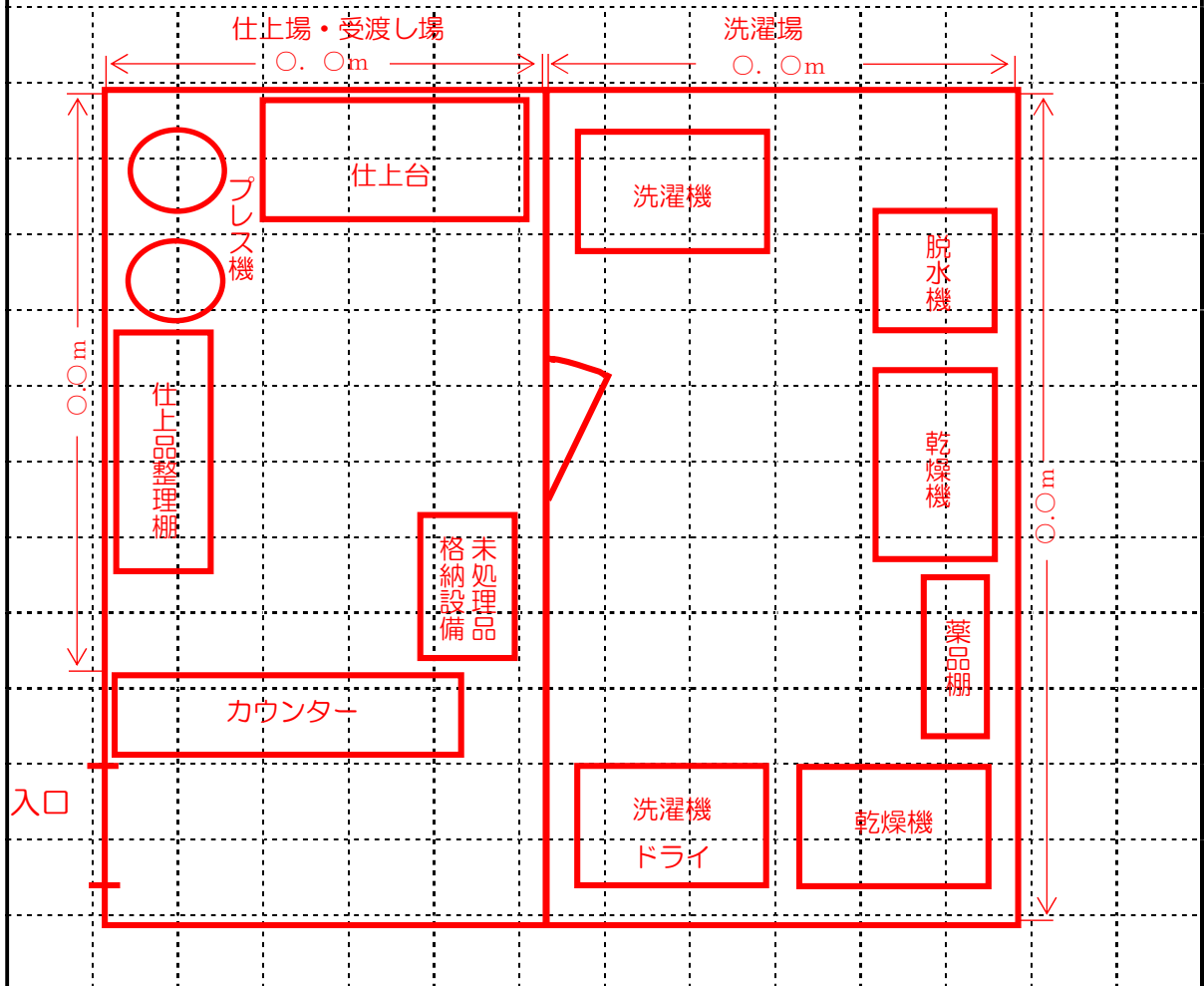
クリーニング業法第5条第1項の届出をした営業者から当該営業を譲り受けた者が、当該営業を譲り受けたことを証する旨を記載した場合において、次に掲げる記載事項及び提出書類の内容に変更がないときは、その記載及び添付を省略することができます。

省略できる記載事項及び提出書類（省略するものにチェックしてください。）

記載事項		構造設備の概要
		クリーニング師の氏名、住所及び生年月日並びに登録番号及び年月日
		従事者の氏名
		洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所にあつては、その旨並びに洗濯を行うクリーニング所の名称及び所在地
		クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱わないクリーニング所にあつては、その旨
提出書類		洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所で、洗濯物の処理を他管区内のクリーニング所で行う場合は、そのクリーニング所が営業していることを確認できる書類

クリーニング所(一般)の構造及び設備の概要				
建物の構造	鉄骨 <b>鉄筋コンクリート</b> その他( )			
	洗濯場	仕上場	受渡場	
面積(m <sup>2</sup> )	⑤ 〇.〇	〇.〇	〇.〇	
床の構造	⑥ <b>コンクリート</b>	<b>板</b>	<b>板</b>	
側壁の構造	⑥ <b>タイル張り</b>	プレス機	<b>2</b> 台	
未処理品格納設備	⑦ <b>樹脂製 3</b>			
仕上品整理棚	<b>1</b>	薬品保管設備	<b>戸棚</b>	
水洗用洗濯設備	洗濯機	<b>1</b> 台 (内洗濯脱水機 <b>1</b> 台) (内洗濯脱水乾燥機 台)		
	脱水機	<b>1</b> 台		
	乾燥機	<b>1</b> 台		
ドライ用洗濯設備	使用溶剤	<b>テトラクロロエチレン</b>		
	台数	<b>1</b> 台	台	台
	タイプ	1 洗濯脱液機 ② 洗濯脱液乾燥機 3 その他	1 洗濯脱液機 2 洗濯脱液乾燥機 3 その他	1 洗濯脱液機 2 洗濯脱液乾燥機 3 その他
	溶剤蒸気回収装置 ⑧	<b>有(活性炭吸着式)</b> ・無	有( )・無	有( )・無
	排液処理装置 ⑧	<b>有(活性炭吸着式)</b> ・無	有( )・無	有( )・無
	乾燥機	<b>1</b> 台		
	使用溶剤の保管方法	⑨ <b>専用保管庫 屋内に保管</b>		
残渣の処理法	⑩ <b>業者委託</b>			
指定洗濯物の取扱の有無	<b>無</b>			
指定洗濯物の消毒方法	⑪			
指定洗濯物の種類				

クリーニング所(一般)の平面図及び機械器具等の配置図 ⑫



付近見取図

